## 〇信濃町差別撤廃・人権擁護に関する条例

(平成11年3月30日) 条 例 第 7 号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、町民の責務、町の施策等について、必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護を図り、もって平和で明るい信濃町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、 行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる 差別をなくすため、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように積極的に努 めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

- 第4条 町は、第1条の目的を達成するため、生活環境の整備、社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するように 努めるものとする。
- 2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行なうように努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者 の育成及び人権関係団体等との協力関係を密にし、きめ細かな啓発活動を積極的に 推進するとともに、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会づくりに努めるも のとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は諸施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を

七六九の一

強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 町は、この条例に定める重要事項を調査、審議する機関として、信濃町差別 撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に町長が定める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 信濃町部落解放審議会条例(昭和51年条例第30号)は廃止する。